

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払する保険金の額
損害保険金	①火災②落雷③破裂・爆発 ④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑤給排水設備に生じた事故による水濡れ ⑥騒擾、労働争議に伴う暴行行為・破壊行為 ⑦水災	補償期間中に生じた左記の事故により保険の対象(家財)に損害が生じたとき 再調達価額を基準に算出した実際の損害額 (保険金額が限度) ●貴金属・美術品等は保険価額(時価額)を基準に損害額を算出し、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。
	⑧盗難	イ. 保険の対象(家財)に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき ロ. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象(家財)に損害が生じたとき イ. 下記ロ～ホ以外 ロ. 通貨 ハ. 小切手 直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、振出人を通じて支払い金融機関に支払停止の届出を行い、かつ盗難にあった小切手に対して支払がなされたこと ニ. 預貯金証書 直ちに預貯金先あてに被害の届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により現金が引き出されたこと ホ. 乗車券等・直ちに運輸機関または発行者に届出したこと 損害額(1事故、1敷地内につき20万円限度)
	⑨風災・雹(ひょう)災・雪災	損害額(1事故、1敷地内につき5万円限度) 損害額(保険金額が限度)
	⑩破損・汚損等(①～⑨以外の偶然な事故)	損害額・免責金額1万円(1事故につき30万円限度)
	持ち出し家財の損害	一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内において上記①～⑨の事故(⑦水災および⑧盗難のロ～ホを除きます。)で損害が生じたとき 損害額(1事故につき100万円または保険金額の20%のいずれか低い額が限度)
	引越し中家財損害保険金	引越しのために転居先の建物へ運送中の家財に、上記①～⑨の事故(⑦水災および⑧盗難のロ～ホを除きます。)で損害が生じたとき 損害額・免責金額1万円(保険金額限度、非破損・汚損等のみ30万円限度)
	臨時費用保険金	上記①～⑦および⑨の事故で損害保険金が支払われるとき 損害保険金の30%(1事故、1敷地内につき100万円限度)
	残存物取片づけ費用保険金	上記①～⑦および⑨の事故で損害保険金が支払われるとき 実費(損害保険金の10%が限度)
	失火見舞費用保険金	本制度の対象となる戸室内で火災、破裂・爆発を起こし第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させたとき(煙損害・臭気付着の損害を除きます。) 1被災世帯あたり20万円(1事故につき保険金額の20%限度)
	地震火災費用保険金	地震・噴火・津波を原因とする火災により保険の対象(家財)が全焼または収容建物が半焼以上になったとき 保険金額の5%(1事故、1敷地内につき300万円限度)
費用保険金	水道管修理費用保険金	保険の対象(家財)を収容する戸室の専用水道管が凍結により損壊し、自己の費用で修理したとき 修理費用実費(1事故、1敷地内につき10万円限度)
	鍵取替え費用保険金	盗難により損害保険金が支払われるとき、または本制度の対象となる建物が所在する敷地内から持ち出された鍵が日本国内で盗取されたとき 借用戸室出入口のドアロック交換費用実費(1事故、1敷地内につき3万円限度)
	個人賠償責任	借用戸室の使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活における事故により、他人の身体、財物の損害が生じ、法律上の賠償責任を負ったとき(身体の障害には、名譽毀損・プライバシー侵害を含みます。) 損害賠償金額(1事故につき1億円限度)
	借家人賠償責任	被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により借用戸室を損壊し、被保険者がその借用戸室の賃主に対して法律上の賠償責任を負ったとき 損害賠償金額・免責金額3万円(支払限度額が限度) ※火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、免責金額は適用されません。
特約	修理費用	上記①～⑥および⑧、⑨の事故により借用戸室に損害が生じ、あるいは、その他偶然な事故により借用住宅の外部に面する出入口のドア、シャッター、窓ガラスに損害が生じ、賃貸借契約に基づき、または緊急的に、自己の費用で修理したとき 修理費用実費(支払限度額が限度)

このお部屋には以下の補償が自動的にセットされています

物件名:		号室:	
補償項目	保険金額・支払限度額	補償項目	保険金額・支払限度額
家財の損害	109.4万円 [破損・汚損等損害 30万円限度(免責金額10,000円)]	借家人賠償責任	2,000万円
個人賠償責任	1億円	修理費用	100万円

(ご注意)

- 本制度は弊社(ユニオン・メディエイト株式)が管理する賃貸住宅の入居者の皆様を対象とした制度です。弊社が保険契約者となりエース損害保険株式会社との間で総括契約を締結しております。弊社が管理する賃貸住宅にご入居の皆様は当該保険契約の被保険者(保険金受取人)となります。
- 「ユニオン・メディエイト株式の入居者補償制度」の保険証券は弊社が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- 実際ににお住まいになる方のお名前を弊社に正しくお知らせください。事実と異なることを申告された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- 本制度は弊社が管理する賃貸住宅に入居期間中のみ補償となります。弊社が管理する賃貸住宅をご退去された場合、あるいはご入居の賃貸住宅が弊社の管理でなくなった場合には本制度の対象外となります。予めご了承ください。

●次の場合は連絡ください

1. ご入居になる戸室内にある家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約を締結した場合には、必ず弊社にご連絡ください。
2. 本制度で補償される損害が生じた場合は、ただちに弊社にご通知のうえ、その後の処理についてご相談ください。※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
3. 賠償金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効によって消滅します。
4. 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社を通じ、引受保険会社に連絡してください。引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

ご連絡・お問い合わせ先 ＜保険契約者＞ ユニオン・メディエイト株式会社 160-0023東京都新宿区西新宿7-7-26ワコビル新宿第1ビル TEL: 03-3366-9980 FAX: 03-3366-0045	＜取扱代理店＞ 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ 160-0022東京都新宿区新宿4-3-23 内田ビル TEL: 03-5312-8779 FAX: 03-3354-6990 ＜引受保険会社＞ エース損害保険株式会社 ace insurance
---	--

賃貸住宅入居者に必要な補償をひとつにパッケージ。 2010.1改

ユニオン・メディエイト株式の入居者補償制度

リビングプロテクト総合保険

ユニオン・メディエイト株式の管理する賃貸住宅には以下の火災保険が付帯されています。

家財の損害の補償

【損害保険金】

下記の事故で損害が生じたときに損害保険金をお支払いします。

- 1 火災
- 2 落雷
- 3 破裂・爆発
- 4 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊
- 5 給排水設備に生じた事故による水濡れ
- 6 騒擾・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為



- 7 水災 (保険金額限度に100%補償)
- 8 家財・通貨等・乗車券等の盗難
- 9 風災・雹災・雪災
- 10 ①～⑨以外の偶然な事故 破損・汚損等 (30万円限度、自己負担額1万円)

再調達価額の30%以上の損害、あるいは床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り損害が生じたとき

【引越し中家財損害保険金】
本制度の対象となる借戸室からの引越し中に生じた家財の損害も補償します。
※水災ならびに通貨・乗車券等の盗難の場合を除きます。※破損等は30万円限度。
※すべての事故に免責金額(自己負担額)1万円。
※本制度の対象となる借戸室へ入居する際の引越し中に生じた損害は対象外です。

損害保険金のお支払いは…

再調達価額(同様の家財の新品価額)を基準に、実際の損害額をお支払いします。

※保険金額(ご契約金額)がお支払いの限度となります。

※貴金属・美術品等は保険価額(時価額)を基準に損害額を算出します。なお、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。

事故にともなう諸費用もお支払いします。【費用保険金】

水道管修理費用

専用水道管が凍結により損壊し自己の費用で修理したときに、修理費用をお支払いします。

地震火災費用

地震・噴火・津波を原因とする火災により、家財が全焼または収容建物が半焼以上になったときにお支払いします。

鍵取替え費用

盗難により損害保険金をお支払いするとき、または本制度の対象となる建物が所在する敷地内から持ち出されたドアの鍵が日本国内で盗まれたときに、ドアロックの交換費用をお支払いします。

臨時費用

①～⑦および⑨の事故により損害保険金が支払われる場合に、事故のために臨時に生ずる費用に対してお支払いします。

残存物取片づけ費用

①～⑦および⑨の事故により損害保険金が支払われる場合に、事故の後の残存物の取片づけに必要な費用に対してお支払いします。

失火見舞費用

本制度の対象となる戸室内で火災、破裂・爆発を起こし、第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。

充実したセット特約でさらに安心。

【自動付帯特約】

※補償内容につきましては裏面の「ユニオン・メディエイト株式の入居者補償制度<リビングプロテクト総合保険>の概要」をご覧ください。

賠償責任・修理費用		
個人賠償責任 (お支払事故例)	借家人賠償責任 (お支払事故例)	修理費用 (お支払事故例)
 洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。	 火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなくなった。	 台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。

保険金をお支払いできない場合

損害保険金をお支払いできない場合 ※「保険の対象」とは家財のことです。

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意。ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
 - ④ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
 - ⑤ 持ち出し家財である原動機付自転車（注3）および自転車（注4）ならびにこれらの付属品の盗難
 - ⑥ 保険の対象が、保険の対象を取容する建物が所在する敷地内の外にある間に生じた事故。ただし、持ち出し家財の損害または引越し中家財損害保険金の保険金をお支払い条件に該当する場合を除きます。

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 被保険者でない損害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 総排気量が125cc以下のものをいいます。
(注4) 電動自転車を含みます。電動自転車とは電力モーターにより走行を補助する自転車をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 使用済燃料を含みます。
(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。ただし、火災、破裂または爆発が発生し、それに起因して損害が生じた場合を除きます。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害については除きます。
- ④ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑦ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
- ⑧ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損（注2）であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑨ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
- ⑩ 楽器の弦（注3）の切断または打楽器の打度の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
- ⑪ 楽器の音色または音質の変化
- ⑫ 風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹込みまたはこれらのものの漏入（注4）により保険の対象に生じた損害
- ⑬ 保険の対象である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については除きます。
- ⑭ 保険の対象について損害が生じた場合における修繕・修理後の価額と損害発生直前の価額との差額が生じたことによる損害（注5）

(注1) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(注2) 落書きによる汚損を含みます。
(注3) ピアノ鍵を含みます。
(注4) 隙間からの雨漏り等をいいます。
(注5) 修繕・修理が完全に行われても、完璧に復元することのできない機能や耐久性の低下による評価損をいいます。

費用保険金をお支払いできない場合

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意。ただし、被保険者に費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

エース損害保険株式会社

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、費用保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でもこれらの事故が延焼または拡大して生じた損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第18条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金を除きます。
- ③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 使用済燃料を含みます。
(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、費用保険金を支払いません。ただし、火災、破裂または爆発が発生し、それに起因して損害が生じた場合を除きます。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質によるさび、かび、変質、変色、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害については除きます。
- ④ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑦ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
- ⑧ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損（注2）であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑨ 風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹込みまたはこれらのものの漏入（注3）により保険の対象に生じた損害
- ⑩ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。

(注1) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(注2) 落書きによる汚損を含みます。
(注3) 隙間からの雨漏り等をいいます。

賠償損害保険金をお支払いできない場合－共通

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ②から④までの事由に隣伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

賠償損害保険金をお支払いできない場合－借家人賠償責任

- (1) 当会社は、借戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊については除きます。
- ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
- ③ 借戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損壊については除きます。
- ④ 借戸室の使用もしくは管理を委託された者の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に賠償損害保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ⑤ 借戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑥ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
- ⑦ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損壊
- ⑧ 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または借戸室の汚損（注2）であって、借戸室の機能に直接関係のない損壊
- ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合は除きます。
- ⑩ 風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹込みまたはこれらのものの漏入（注3）によって生じた損壊
- ⑪ 動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊

(注1) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(注2) 落書きによる汚損を含みます。
(注3) 隙間からの雨漏り等をいいます。

- (2) 当会社は、被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際に発見された次のいずれかに該当する借戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

- ① 補修、交換、張替え等の対象となった畳、壁紙、あすま、障子または床に生じ

- た損壊
- ② 清掃等の対象となった損壊
- ③ 当会社は、被保険者が借戸室を貸主に明け渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の心神喪失または指図
 - ② 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合については除きます。

賠償損害保険金をお支払いできない場合－個人賠償責任

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者と「借家人賠償責任」における貸主または「個人賠償責任」における他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。
- ⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者およびゴルフの補助者として使用するキャディーを除きます。
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）または銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 借戸住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注2) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
(注3) 空気銃を除きます。

修理費用保険金をお支払いできない場合

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、借戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が所有または運転する車両（注3）またはその積載物の衝突または接触

(注1) 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 被保険者でない修理費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

(注1) これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当会社は、借戸室に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ③ 借戸室の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- ④ 借戸室の使用もしくは管理を委託された者によって生じた損害。ただし、被保険者に修理費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ⑤ 借戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑥ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損害
- ⑦ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
- ⑧ 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または借戸室の汚損（注2）であって、借戸室の機能に直接関係のない損害
- ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借戸室の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
- ⑩ 風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹込みまたはこれらのものの漏入（注3）によって生じた損害
- ⑪ 動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊

(注1) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(注2) 落書きによる汚損を含みます。
(注3) 隙間からの雨漏り等をいいます。

事故被害者弁護士費用補償特約で保険金をお支払いできない場合－その1

当会社は、直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに起因する火災その他類似の事故
- ④ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に隣伴して、またはこれらに伴う秩序の混乱により発生した事故
- ⑦ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑧ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によって正常な運転ができないおそれがある状態で自動車、原動機付自転車、航空機、船舶等を運転していた間に生じた事故
- ⑨ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響を受けているおそれがある状態の間に生じた事故
- ⑩ 環境汚染（注3）
- ⑪ 石綿または石綿を含む製品の発がん性物質その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
- ⑫ 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由
- ⑬ 外国体内分泌攪かくらん乱化学物質（注4）の有害な特性
- ⑭ 電磁波障害
- ⑮ 医薬品の継続的な服用（注5）
- ⑯ 美容を唯一の目的とする医療行為
- ⑰ 被保険者に生じた労働災害事故
- ⑱ 被保険者の精神障害（注6）

(注1) 使用済燃料を含みます。
(注2) 原子核分裂生成物を含みます。
(注3) 刺激物質または汚染物質が大气中、土壌中または水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれのあることをいいます。なお、「身体障害」とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害、死亡を含みます。また、「汚染物質」には、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、石綿、化学物質および廃棄物等を含み、廃棄物には再利用される物質を含みます。
(注4) いわゆる「環境ホルモン」をいいます。
(注5) 経口によるとそれ以外によるを問いません。
(注6) 平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F 00からF 99に規定された内容に準拠します。

事故被害者弁護士費用補償特約で保険金をお支払いできない場合－その2

当会社は、次のいずれかに該当する被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 財物自体の欠陥等（注）による財物の損壊。ただし、欠陥等（注）を有する財物以外に被害が拡大した場合を除きます。
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される財物の損壊
- ③ 所持することが法令により禁じられている財物の損壊
- ④ 通貨等、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する財物の損壊

(注) 欠陥、摩滅、腐食または自然の消耗をいいます。

事故被害者弁護士費用補償特約で保険金をお支払いできない場合－その3

当会社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他の被保険者に対する損害賠償請求
- ② 保険契約（注）の保険者に対する損害賠償請求。ただし、被害を被った者に直接保険金を支払うことを約した責任保険契約（注）の保険者に対する損害賠償請求を除きます。
- ③ 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求
- ④ 日本国外における、または日本国外の法令に基づく損害賠償請求

(注) 共済契約を含みます。名称のいかんを問いません。

保険の対象とならない主なもの

- ① 船舶、航空機、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。）ならびにこれらの付属品
- ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物（通貨等、預貯金証書、乗車券等は、盗難事故の場合のみ保険の対象となります。）
- ③ 農産、養蚕、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ④ 動物および植物等の生物
- ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑥ コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- ⑦ 業務の用に供されるものおよび商品